

日 薬 業 発 第 225 号
令 和 2 年 7 月 30 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和2年7月豪雨による被害に伴う被保険者証等の提示等における取扱いについて

標記につきまして、厚生労働省保険局医療課ほかより別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難している場合であっても、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）のほか、被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の場合は住所（国保組合の場合には、これに加えて組合名）を申し立てることで受診できることについては、令和2年7月6日付け日薬業発第185号にてお知らせしたところです。

今般、被災地の市町村の一部において、新たな被保険者証の交付等に一定の期間を有することが見込まれるため、有効期限が切れている被保険者証等のみを有している場合についても、同様に取り扱うこととなりました。

取り急ぎお知らせいたしますので、都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和2年7月30日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

令和2年7月豪雨による災害に伴う被保険者証等の
提示等における取扱いについて

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)、都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療広域連合事務局あて通知しましたので、貴団体(別添)におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

<抄>

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 30 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
 国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
 後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

令和 2 年 7 月豪雨による災害に伴う被保険者証等の提示等における取扱いについて

令和 2 年 7 月豪雨による災害に伴い、被保険者が被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関等に提示できない場合等の取扱いについては、「令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による災害に伴う被災者に係る被保険者証等の提示等について」（令和 2 年 7 月 4 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「7 月 4 日事務連絡」という。別添）により示しているところである。

今般、この災害により、被災地の市町村の一部において、被保険者証等の交付手続きに支障が生ずる等、新たな被保険者証の交付等に一定の期間を要することが見込まれるところである。このため、国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者が、災害に伴う交付手続きの支障や避難等により、有効期限が切れている被保険者証等のみを有している場合についても、7 月 4 日事務連絡における「被保険者が被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難している」場合と同様に取り扱うこととする。

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 4 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による災害に伴う被災者に
係る被保険者証等の提示等について

令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による災害に伴い、被保険者が被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名）を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

また、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、後日事務連絡が発出されるものであること。

なお、当該避難者等に係る診療報酬等の請求については、平成 25 年 1 月 24 日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（別添）に準じて取り扱われたい。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係
TEL:03-5253-1111（内線 3172）
FAX:03-3508-2746